

【お知らせ】 柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う

「施術管理者」の届出※の際 は、

実務経験と研修の受講が要件 となります。

※個人契約の場合は「申し出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年3月末に施術管理者の方も、平成30年4月以降、新たに届出をし直す場合などは、同じく対象となります。関係の皆さまは、ご留意くださいますようお願いいたします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

★ ただし、以下の方は特別に届出が認められます。裏面をご覧ください。

a. 平成30年3月の国家試験で資格を取得した後、
すぐに施術管理者となる計画の方

b. 平成30年度における研修要件の緩和

特例

平成30年4月から「施術管理者」になるための要件として新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなりますが、**以下に該当する場合の届出をすることにより施術管理者の登録が認められます。**

a

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、**すぐに施術管理者となる計画をしている方**

1. 対象者

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、**4月1日～5月末日まで**に、施術管理者となる届出をした方（届出には、以下2. と3. を実行する確約書の添付が必要となります。）

2. 必要な実務経験（実務研修）

特例の対象者については、1年間の実務経験の代わりに、受領委任の**届出から1年以内**に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、**合計7日間相当（1日あたり7時間程度）の実務研修**をすること。

施術所の要件

- ① 施術管理者として継続した管理経験が3年以上あること。
- ② 現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。

3. 研修の受講

受領委任の**届出から1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

b

平成30年度における研修要件の緩和

1. 対象者

平成30年度において、新たに施術管理者となるための実務経験の要件を満たしており、施術管理者として、**受領委任の届出を行うこととしている方**

2. 必要な実務経験

原則どおり、実務経験期間証明書により、実務経験（1年以上）の期間証明をすること。

3. 研修の受講（要件の緩和）

受領委任の**届出から1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

《注意》 「a」、「b」それぞれで2. 3. を満たさなかった場合、**受領委任の取扱いを中止**します。

○ 上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」（平成29年3月27日付）を基に行われています。

【厚生労働省ホームページ】

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>